注目されるブラック・ダイヤモンド

することのできる黒人(アフリカ 政権のもとでアファーマティブ・ 化後のアフリカ民族会議(ANC) なり、昇進や給与面での人種差別 職業や居住地が選択できるように なっている。教育機会が拡大し、 中間層の存在が注目されるように ク・ダイヤモンドと呼ばれる黒人 なかで差別を被っていた人びとの パルトヘイト体制下の人種区分の 人、カラード、インド系というア の白人学校に子どもを通わせたり 白人地区に移り住んだり、かつて で、一定額以上の収入を得て、旧 アクションや黒人の経済力強化 が撤廃されたことに加えて、 (BEE) 政策が導入されたこと 南アフリカでは、 ブラッ 民主

現してきたのかについて検討する。 どういった政策的背景のもとで出 彼らはどのような人びとであり、 人中間層が注目されているのか、 本稿では、なぜ南アフリカで黒 総称)が出現したのである。

黒人中間層の規模と購買力

佐藤千鶴子

あった。 住宅購入はその主因のひとつで 騰し続けたが、 頭まで南アフリカの住宅価格は高 た。二〇〇〇年から二〇〇八年初 住む人びとも一二〇万人に達し なかで大都市郊外の旧白人地区に 四%を黒人中間層が占め、彼らの 年初頭には黒人の全購買力の五 数よりも購買力にあり、二〇〇七 ない。だが、彼らの存在感は絶対 れは当時の総人口四八七〇万人 推定三〇〇万人としているが、そ 二〇〇八年時点での黒人中間層を タウン大学のユニリバー研究所は に知るのは容易ではない。 間層がいるのか、その規模を正 口推計)のわずか六・二%にすぎ (南アフリカ統計局による年央人 南アフリカにどれほどの黒人中 黒人中間層による ケープ

大都市の外れに位置する旧黒人居 黒人中間層の購買力の拡大は (タウンシップ) に民主化後

> ショッピングモールにも示されて 相次いで建設された大規模 がテナントとして入っており、

ことは疑いがない(参考文献②、⑥)。 費市場の重要な一角を占めている きにも黒人中間層の購買力は増加 年に世界的な経済危機の影響を受 た予測もある。他方で、二〇〇八 近いうちに崩壊するだろうといっ ないため、彼らの生活スタイルは 店、ファーストフードのチェーン店 行の支店、家電製品や家具の小売 料や日用品を購入するためのスー けて南アフリカ経済が低迷したと 液晶テレビ、ソファーなどをロー 末には大きな賑わいを見せている。 いる。ショッピングモールには食 ンやクレジットカードで購入する ンド志向が強く、住宅や自動車 一方で貯蓄の文化が形成されてい ーマーケットに加えて、各種銀 続けたとされており、 南アフリカの黒人中間層はブラ 彼らが消 週

BEEと黒人富裕

生した。 う。彼らの多くは、民主化前後に 企業のイニシアティブによって誕 黒人企業家の育成を望んだ白人大 目前にして、 びとであり、 たりすることで大富豪となった人 企業の常勤・非常勤役員を兼任し 企業の子会社を譲り受けたり、合 銀行から資金を得て既存の白人大 者を思い浮かべる人もいるだろ と、郊外のゲーテッド・コミュー 弁事業のパートナーとして複数 レストランで食事をする黒人経営 ティに住んで高級車を乗り回し、 ブランドもののスーツを着て高級 ブラック・ダイヤモンドという ANC政権の誕生を 経済界の意向を組む 0

成を目的に行われ、黒人投資家や こういった株取引はBEE株取 黒人経営者・企業が買い手となる 南アフリカでは黒人企業家の育



あり、 権を通じて規制権力を持つ業種で らは国家が営業許可などの許認可 鉱業が中心となっているが、これ どの通信業、出版を含むメディア、 業は金融、 ワレ ラマポサ(元労働組合活動家で現 黒人の株式所有率は二〇一一年に 点ではわずか一%にすぎなかった 引所において黒人がどれほど株式 標としてジョハネスバーグ証券取 たと考えられている(参考文献③) の成長過程には国家の関与があっ も多い。黒人が支配権を握った企 投資家によるもの)(参考文献⑤)。 のうち九%は年金基金などの機関 は一七%まで増加した(ただしこ 合いに出されるが、一九九五年時 を所有しているかがしばしば引き れる。黒人の経済進出度を表す指 ANCとの強い結びつきを持つ人 ANC幹部) やトーキョー・セク (あるいは単にBEE取引) と呼ば 黒人経営者のなかには、シリル・ (現住宅問題大臣) など与党 新興の黒人資本家や経営者 ITおよび携帯電話な

|雇用均等法と黒人中間層

企業で正規の職に就く一般労働者教員や看護師を含む公務員と民間的にはごく少数であり、実際に黒的にはごく少数であり、実際に黒いなかで目立つ存在ではあるが、数なかで目立つ存在ではあるが、数

ついて雇用均等委員会に報告する 則った雇用計画とその進捗状況に 業は二年ごとに、法律の精神に 業は毎年、一五〇人未満の中小企 より、従業員数一五〇人以上の企 いう原則を支持している。同法に 者を優先的に雇用すべきであると 求人の際には特定集団からの適格 を高めることを目的としており、 これらの人びとの職場での代表性 障害者)に対する差別を排除し、 アクション政策として導入された ことが義務づけられている。 た。同法は特定集団(黒人、女性 雇用均等法」(一九九八年)であっ 用の場でのアファーマティブ・ 彼らの出現を後押ししたのが

ア管理職に占めるアフリカ リカ人の割合は五八・九% 職および中間管理職に占めるアフ 七% (同七二・三%)、専門資格めるアフリカ人の割合は五七・ 八一・八%)、シニア管理職に占 の割合は六六・六%(黒人全体で トップ管理職に占めるアフリカ人 でいるのは公務員部門であり、 らし合わせて雇用均等が最も進ん 三・二%、白人一二・一%)と照 六%、カラード一一%、インド系 全体の人種構成(アフリカ人七三・ (二〇一〇年)によれば、労働力 雇用均等委員会の最新の報告書 ・九%)、技術職およびジュニ 7人の割

とを考えると雲泥の差である。 員がわずか六%にすぎなかったこ員がわずか六%にすぎなかったこけたなっている (参考文献①)。一合は七一・六% (同九二・三%)

である

おわりに

Eをさらに進め、職業訓練や優先 た。同法は、雇用均等によるBE 化法」)が制定されることになっ にはより広範な人びとを対象とし 黒人エリートを億万長者にしただ されるようになっている。特に民 黒人内部の経済格差の問題も指摘 是正という意味では非常に望まし 現の取組みを促進している。 れない形での企業によるBEE実 で、株式所有や経営支配に限定さ BEEの指標として導入すること 的調達を通じた企業家支援などを 範な分野にわたる黒人の経済力強 たBEE実現のための法律(「広 けとの批判が相次ぎ、二○○三年 主化前後のBEE株取引は少数の い変化である。だがその一方で、 ヘイト体制のもとでの人種格差の 黒人中間層の出現は、 アパ ル

だがその一方で、公共事業の入札さらに厚みを増してゆくだろう。さらに厚みを増してゆくだろう。の属人中間層はと比べてはるかに遅れている民間と比べてはるがに遅れている民間と比べてはるがに遅れている民間と比べてはるがに遅れている民間

所 アフリカ研究グループ) を通じた新たな黒人富裕層 (テンを通じた新の経済格差をさらに悪化 ませかねないという問題もある。 (さとう ちづこ/アジア経済研究でとう ちづこ/アジア経済研究がとう ちづこ/アジア経済研究がという問題もある。

《参考文献》

- ⊖Commission for Employment Equity [2011] *11th CEE Annual Report* 2010-2011, RP107/2011.
- ②Randall, Sarah [2006] "How SA's Black Buying Power is Changing Society," African Business, August/September, Issue 323.
- Seekings, Jeremy and Nicoli Nattrass [2002] "Class, Distribution and Redistribution in Post-Apartheid South Africa," *Transformation*, No.50, pp. 1-30.
- Southall, Roger [2004] "Political Change and the Black Middle Class in Democratic South Africa," Canadian Journal of African Studies, Vol. 38, No. 3, pp. 521-542.

 Steyn, Lisa [2011] "Black Shareholders own 17% of JSE," Mail & Guardian Online, 4 October 2011.

 University of Cape Town, Unilever Institute of Strategic Marketing website (http://www.unileverinstitute.co.za).